明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務八六）　一
〔告　示〕
○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件（総務三四五）　六
○伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を定める件の一部を改正する件（同三四六）　八
○送信装置の出力端子に誘起する高周波電圧の測定器を定める件（同三四七）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
総合特別区域基本方針の一部変更について（内閣）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一七
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、平成二十五年浄化槽設備士試験合格者関係　三九
地方公共団体
行旅死亡人関係　四二
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第八十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月九日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項第二号を次のように改める。

二　電気使用者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第二十四条の二第一号に規定する電気使用者をいう。）の引込口における分電盤から負荷側において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げる電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）

(1)　屋内広帯域電力線搬送通信設備（広帯域電力線搬送通信設備のうち、屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。）

(2)　(1)以外のもの

第四十五条の三第一項中「高周波利用設備の設置者」を「法第百条第一項の規定による許可を受けた者」に改め、同項第二号中「同規則」を「免許規則」に改める。

第四十六条第一項中「第四十四条第一項第二号及び第二項」を「第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)」に改め、第一号から第五号までを次のように改める。

一　搬送式インターホン

(1)　型式名

(2)　接続図

(3)　外観（図面及び写真で示すものとする。）

(4)　通信路数及び伝送の型式

(5)　搬送波出力の定格値及び測定値

(6)　次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一)　搬送波の周波数

(二)　漏えい電界強度

(三)　設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度

二　一般搬送式デジタル伝送装置

(1)　前号の(1)から(3)までに掲げる事項

(2)　搬送波の変調方式

(3)　搬送波出力又は一〇kHzの帯域幅における搬送波出力（以下「一〇kHz幅の搬送波出力」という。）の定格値及び測定値

(4)　次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一)　前号の(6)の(二)及び(三)に掲げる事項

(二)　搬送波の周波数（搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲（以下「拡散範囲」という。）とする。）